



全議案を原案可決

今回上程された議案のうち、条例の改正については、特別職の委員報酬を月額支給から日割り計算によって支給する土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、埋立て等を行う際に搬入土の安全性の確認等の規制が行えるための土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正、東日本大震災の被災者への災害援護資金貸付けを受けられる期間や償還期間の延長、保証人の取扱及び利率の引下げなど特例措置が講じられたことによる土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正、中小企業に働く青少年の施設利用の利便性向上のため、勤労青少年ホームの休館日を日曜日から月曜日に変更するための土浦市勤労青少年ホーム条例の一部改正であり、それぞれ原案どおり可決されました。

また、議員から提出された新庁舎の建設計画など継続的に調査研究するための新庁舎建設に関する調査特別委員会
 の設置、議会制度のあり方について議員自ら改革を推進するための議会改革推進に関する調査特別委員会の設置、看護師等の大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める意見書の提出についても、原案どおり可決されました。
 平成23年度土浦市一般会計補正予算については、震災復旧事業を中心に、歳入歳出それぞれ7億8千12万7千円を追加し、総額を51億2千746万7千円とするものであります。

歳入については、国庫支出金、県支出金、県交付金、新たに寄付のあった災害復旧寄付金等の計上であります。
 歳出の主なものは、防災行政無線の屋外拡声子局の増設、高齢者世帯への個別受信機の設置に伴う施設整備工事費等の増額、新生児救急搬送時の母子の生命と安全を確保するための新生児搬送用保育器購入費の計上、道路や土浦城址の復旧工事等をはじめ、被災者の負担軽減を図るた

め、一部損壊の住宅に対し、修繕費用の一部を助成する住宅復旧補助金等の災害復旧費の計上などであります。
 そのほか、土浦市下水道事業特別会計補正予算、市道路線の認定・廃止などそれぞれ原案どおり可決されました。
 最終日には、人事案件として、土浦市監査委員の選任と、土浦市教育委員会委員の任命について同意しました。

- ◆土浦市監査委員
海老原一郎 議員
- ◆土浦市教育委員会委員
小原 芳道 氏

市議会の権限

- 議決
 議会には、法律によって多くの権限が与えられています。
- 議決
 条例の制定・改正・廃止、予算の認定・決定、主要な契約など市政の重要な事項について議決します。
- 選挙と同意
 議長、副議長、選挙管理委員などの選挙をします。また、副市長、教育委員会委員、監査委員などの市の重要な職につく人を選任する際には、議会の同意が必要です。
- 調査
 市政が正しく運営されているかどうかを調査し、必要な場合、関係者の証言を求めることができます。
- 請願・陳情の審査
 請願・陳情を審査して、市民の声を市政に反映させるようにします。
- 意見書
 公益に関することについて市議会の意見を政府などに提出します。
- 決議
 政治的な効果を期待して、市議会の意思を内外に明らかにするものです。

定例会の詳細につきましては下記施設にあります会議録を御覧ください。なお、平成23年第2回定例会の会議録につきましては、9月上旬頃閲覧可能となります。

図書館	神立出張所	四中地区公民館
南支所	都和公民館	上天津公民館
上天津支所	一中地区公民館	六中地区公民館
都和支所	二中地区公民館	新治地区公民館
中央出張所	三中地区公民館	

寄附の禁止について

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、政治家本人が出席する場合の結婚祝いや香典などの特定の場を除き、法律で禁止されています。有権者が求めてもいけません。



次回の定例会の日程は、9月6日～9月21日（一般質問は12日・13日・14日）の予定です。